平成２４年（フ）第１１６号
宮城県大崎市古川北町３丁目１番29号　みゆき団地１―10号
破産者　多田　　仁
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
宮城県遠田郡涌谷町涌谷字龍渕寺浦１番地３、開始決定時の住所宮城県遠田郡涌谷町字北田17番地２
破産者　平塚　隆文
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
宮城県大崎市古川字上古川13番地１　日の出荘103号
破産者　高橋　義彦
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第９２３号
横浜市南区浦舟町３丁目34番地12　日神パレステージ横浜南809号
破産者　阿部　和彦
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５３５号
愛知県半田市宮本町３丁目217番地の10　セントラーゼ205号
破産者　千寺丸塗装こと　千寺丸皇喜
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１０９号
名古屋市南区鳥山町１丁目50番地の４
破産者　畠中　博文
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１１９号
愛知県清須市土器野79番地５
破産者　天野　典雄
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４２４号
大阪府富田林市桜ケ丘町15番１―718号
破産者　竹中　　聡
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５８４号
堺市堺区田出井町１番２―3010号、開始決定時の住所堺市東区日置荘北町２丁４番15号
破産者　髙橋　光明
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２２９号
堺市中区福田412番地25
破産者　冠　　稔
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６９６号
神戸市兵庫区駅南通３丁目５番２号、従前の住所神戸市中央区中山手通４丁目22番６―604号
破産者　小原　確之
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４号
兵庫県宝塚市山本丸橋４丁目２番104号
破産者　坂田　　登
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３２３号
兵庫県三田市高次１丁目７番28号、前住所兵庫県三田市あかしあ台４丁目30番地８
破産者　山本　史典
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３３９号
兵庫県伊丹市千僧５丁目126番地エステートＫ　１―Ｃ号、前住所東京都江東区豊洲３丁目５番21―811号
破産者　出原　誠司
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３５０号
兵庫県宝塚市逆瀬川１丁目４番19―401号、前住所兵庫県宝塚市野上４丁目２番11号
破産者　山田　政弘
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６２１号
兵庫県西宮市屋敷町５番３号
破産者　細田　　実
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５８２号
兵庫県西宮市寿町３番４号　エスペラール夙川101号
破産者　大﨑美千子
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２０８号
神戸市須磨区横尾９丁目２番地３号棟108号、従前の住所兵庫県加古郡稲美町国岡３丁目９番地の15
破産者　濱垣冨貴子
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３４０号
神戸市須磨区横尾９丁目２番地３号棟108号、従前の住所兵庫県加古郡稲美町国岡３丁目９番地の15
破産者　濱垣　信雄
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部